

川崎市立川崎病院駐車場借受者公募要項

令和3年11月

川崎市立川崎病院

川崎市立川崎病院駐車場借受者公募要項

目 次

1	趣旨	-----	3 ページ
2	病院概要	-----	3 ページ
3	応募者の資格要件	-----	3 ページ
4	貸付契約の主な条件	-----	4 ページ
5	プロポーザル参加意向申出書について	-----	7 ページ
6	質問書について	-----	8 ページ
7	企画提案書について	-----	8 ページ
8	借受予定者の選定等	-----	11 ページ
9	契約締結	-----	12 ページ
10	その他	-----	12 ページ
11	様式類		
	様式(1)プロポーザル参加意向申出書	-----	13 ページ
	様式(2)提案書	-----	14 ページ
	様式(3)貸付料の提案価格について	-----	15 ページ
	様式(4)川崎市暴力団排除条例に係る誓約書	-----	16 ページ
	(別 紙)		
	(1) 図面		
	(2) 負担区分		
	(添付資料)		
	駐車場利用台数実績		
	面会制限チラシ		

川崎市立川崎病院駐車場借受者公募要項

1 趣旨

川崎市立川崎病院（以下「当院」という。）は、民間の駐車場運営の手法を活用して、当院が所管する駐車場の効率的かつ効果的な運用と利用者の利便性の向上を目的とし、民間事業者へ駐車場の貸付を行う。

本件は、この取組を推進するため「時間貸駐車場施設」の営業・運営ができる法人事業者（以下「借受者」という。）との当院駐車場の貸付契約の締結に向けて、プロポーザル方式による借受者の公募を実施する。

2 病院概要

- | | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称 | 川崎市立川崎病院 |
| (2) 所在地 | 川崎市川崎区新川通12番1号 |
| (3) 延べ床面積 | 49,890㎡ |
| (4) 病床数 | 713床（一般 663床、精神 38床、感染 12床） |
| (5) 標榜診療科目数 | 43科 |
| (6) 病院の指定等 | 日本医療機能評価機構認定病院、地域医療支援病院、県がん診療連携指定病院、卒後臨床研修評価機構認定病院、救命救急センター、災害拠点病院等 |
| (7) 外来診療時間 | 月曜日から金曜日まで 8:30から17:00まで
（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。） |
| (8) 入院面会時間 | 一般病棟 平日 : 14:00から20:00まで
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）
: 13:00から20:00まで
※令和2年3月31日から面会全面禁止としていたが、令和3年10月から制限を緩和し、別添のチラシのとおり、制限を継続している。
面会制限解除後も当院の都合により再度、面会制限を行うことがある。 |
| (9) 駐車場利用状況について | 令和元年度、令和2年度及び令和3年度の利用状況は添付参考資料のとおり。 |

3 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 「川崎市立川崎病院駐車場借受者公募要項」（以下「本公募要項」という。）に定める条件及び法令を遵守し、借受者自らが貸付物件を自動車の時間貸駐車場施設として、貸付期間中継続して営業・運営する事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 病院における駐車場管理運営実績を有し、かつ現在も継続していること
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 貸付契約の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）ある。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和4年2月1日から令和9年3月31日までの5年2か月間です。

(3) 貸付物件（別紙（1）図面参照）

ア 名称 川崎市立川崎病院駐車場

イ 所在地 川崎市川崎区新川通12番1号

ウ 区分 土地

エ 貸付面積 3576㎡ 別紙（1）①部分

今回貸付対象外の②仮設ハウス設置範囲を除く予定面積。実測とは異なることがある。

※現在の駐車場面積 3871.64㎡（別紙（1）①+②）

オ 現在台数 148台

カ 整備台数

普通自動車用 6.0×2.5m 30台以上

小型自動車用 5.0×2.3m 96台以上

身障者用 6.0×3.7m 6台以上

但し、安全性を配慮した台数変更は認める。

キ 貸付場所 別紙（1）図面の①部分。

また、公道に面する駐車場案内看板、満空表示、その他駐車場関連設備の設置場所については、企画提案を受けて別途協議とする。）

(4) 貸付料（月額）

ア 算定方法

貸付料は、当該月の駐車場総売上額（税込）に「貸付料の提案価格について（様式（3）」で提示した貸付料割合を乗じ、小数点以下を切り捨てた額とする。

イ 納入方法

貸付料は、川崎市病院事業管理者が発行する納入通知書により、毎月月末までに支払わなければならない。

ウ その他

当院及び借受者は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、相手方に対して貸付料の増減額を請求することができる。その場合、貸付人と借受者とが協議の上その額を決定する。

新型コロナウイルス感染症蔓延等の理由により駐車場利用台数が著しく減った場合、当院と借受者とが協議により対応を決定する。

(5) 利用料金

ア 外来患者等及び見舞い・面会者

外来患者等及び見舞い・面会者の利用料金は表1のとおり。

イ 搬入業者

食品、医療機器及び事務用品等の納品のために敷地内搬入口を使用する搬入車両が、病院再編整備工事に伴う使用制限により、駐車場を利用する場合の利用料金を提案すること。

（令和4年10月頃まで。その後も病院再編工事の進捗により、駐車制限が行われます。）

ウ 上記ア、イ以外の者

上記ア、イ以外の者の利用料金を提案すること。提案する利用料金は、平日の日中など外来患者等が優先的に利用できるように、上記ア、イとは差別化を図ることとする。

エ 利用料金を無料とする対象

借受者は、当院が指定する者（表2）が駐車場を利用する場合には、入庫から出庫まで

を無料とする。当院は、表2を必要に応じて更新し、借受者に提出する。なお、更新内容が駐車場運営に大きく影響すると予想される場合は、別途、当院と協議の上、対応を決定する。

オ 消費税及び地方消費税

利用料金は税込みとし、税率が変更された場合の利用料金は、当院と借受者が協議の上決定する。

表1 外来患者等及び見舞い、面会で利用する者の利用料金

	区分	金額
1	外来患者等の診療を受ける者	駐車時間が3時間までは200円、以降1時間までごとに100円を加算。当日利用最大料金を1,000円とする。
2	見舞い・面会で利用する者	駐車時間が1時間までは300円、以降30分までごとに150円を加算。当日利用最大料金を1,000円とする。

表2 利用時間を無料とする対象

	対象者	内容
1	身体障害者等 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者	障害のある方の運転、同乗させている場合
2	関係者	オンコール等で呼出しを受けた医師・メディカルスタッフ、公務により来院した川崎市職員・他都市職員、院内工事業者（再編整備工事業者を含まない）、燃料運搬業者等
3	イベント等参加者	地域連携の集まりで来院した医師会の医師、病院及び病院関係団体が主催するイベントの講師や演者等
4	その他	その他病院長が特に必要と認めた者

(6) 貸付物件の整備

借受者は、自らの費用負担において貸付物件の運営にかかる必要な整備をすること。ただし、整備及び撤去にかかる期間は貸付期間に含めるものとする。

なお、駐車場内には、体の不自由な方などのため、従前と同程度（6車室）の優先駐車区画（思いやり駐車スペース）を設けること。さらに、駐車場内を歩行する際、安全に歩行できるよう安全対策をとること。整備工事にあたり、借受者は整備内容について事前に当院と協議し、当院の承認の上、実施すること。なお、当院は貸付物件を現況有姿の状態で見渡すものとする。

(7) 駐車場の開場時間

24時間/日

(8) 最低限設置すべき駐車場管理機器の種類と数

ア ゲート管理機器

(ア) ゲート発券機（入口） 1式

(イ) ゲート精算機（出口） 1式

（高額紙幣、クレジットカードに対応すること。）

※駐車場内に非常用発電設備の燃料タンクの給油口があるため、燃料運搬車両が進入することが年に1回程度ある。その他、災害時等には駐車場内にトラック等の車両が進入することも想定されるため、大型車両（車高3.8m）が通行する際は、安全に通過できる構造とすること。

イ 事前精算機（高額紙幣、クレジットカードに対応すること。） 1式

ウ 満室表示機（駐車場手前及び入口） 2式

エ 案内看板、料金看板

オ 入出庫注意灯 各1基

カ 遠隔対応システム（電話又はインターフォンによる利用者との直接連絡体制の整備） 1式

キ 認証機 8式 （総合窓口1式、会計窓口2式、夜間救急窓口1式、

入退院受付窓口1式、警備室1式及び予備機2式)

ク 設置工事について

借受者は、駐車場運営に必要な機器の設置工事を貸付期間開始後に遅滞なく行うものとする。なお、工事期間中においても、駐車場が全面使用不可とならないよう（病院利用者が部分的にでも駐車できるなど）、病院利用者及び当院の負担が最小限となるような工事計画とすること。工事、その他必要な準備の日程等詳細については、当院と借受者で協議し、当院の承認を事前に得ること。

(9) 負担区分

駐車場における当院と借受者の整備・管理区分は、別紙（2）負担区分を参照。

(10) 電気料金の負担

借受者は、駐車場運営に係る全ての電気料金の消費電力相当額を負担する。そのうち、当院から電気の供給を受けるものについては、別途川崎市病院事業管理者が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに納入すること。電気料金の負担の範囲は次のとおり。

借受者の負担とする範囲	借受者が設置した機器に係る電気料金 借受者が設置した機器に係る通信料金 駐車場内の照明に係る電気料金
当院の負担とする範囲	なし

電気料金の算出方法は、設置機器の定格消費電力とその使用時間から積算した電力量と電気需給約款の業務用電力A 6 k V単価に基づき計算すること。

(11) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、自動車の時間貸駐車場施設として、貸付期間中継続して営業・運営する事業（以下「駐車場事業」という。）の用途に供さなければならない。

(12) 禁止事項

- ア 原則として、駐車場事業用途以外の用途に供することはできない。
- イ 貸付物件の第三者への転貸することはできない。
- ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできない。

(13) 実地調査等

当院が貸付物件の利用状況についての実地調査を行う場合、又は関係資料の提出を求めたときは、借受者は必ず協力しなければならない。

(14) 報告書等の提出等

原則として、次のとおり。

ア 月次報告

借受者は、毎月1回、次の項目について、報告書及び資料を提出すること。資料はデータ（原則エクセル形式）で提出すること。

(ア) 入出庫台数（日別、出庫台数については、料金区分ごと）

(イ) 稼働率（時間帯別）

稼働率とは、毎時点における駐車台数を車室の数で割った値をいう。

(ウ) 駐車時間ごとの入出庫台数（出庫台数については、料金区分ごと）

(エ) 駐車場利用料金の合計額

イ 年次報告

借受者は、毎年度ごとに、「ア 月次報告」を集約したものと、駐車場の管理状況を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後、速やかに当院へ提出すること。なお、当院はこれを公表できる。

ウ 事故等のトラブル時の報告書

速やかに当院へ報告をすること。

エ 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づく開示請求を受けた場合には、借受者は迅速・誠実に対応するものとし当院に協力すること。

オ 当院が貸付料債権の保全上必要があると認める場合、又は借受者が第三者に貸付物件を転貸している疑いがある場合は、当院は借受者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができる。

(15) 貸付物件の引渡しと返還

貸付物件は現況有姿の状態です。引渡すので、貸付期間が終了した際、協議の上定めた状態にて返還しなければならない。原則として、借受者が設置した機器の撤去等は、貸付期間内に完了すること。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ借受者が貸付物件を使用できることが明らかになった場合は、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。また、返還に際して、本契約期間以降の借受者（以下、「次期借受者」と言う。）が本契約の借受者と異なるときは、借受者は、必要に応じて当院及び次期借受者と原状回復に関する協議を行うものとする。

(16) 利用料金の変更

借受者は、当院と協議の上、(5)イ及びウの利用料金を1カ月以上の事前周知を行うことで変更できる。ただし、借受者は、貸付開始後6ヶ月以内は料金の変更はできない。

(17) 仮設ハウスの設置について

現在当院敷地内において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、診療・診察及び検体検査を行う仮設ハウスを設置しており、当院敷地内で行われている別紙(1)図面の②の部分に仮設ハウスの設置場所変更を令和4年2月1日より予定している。

(18) その他

災害等による緊急対策、イベント・訓練等で当院が必要と認めるときは、借受者に通知した上で、駐車場を閉鎖することができる。

※イベント・訓練等は、現在定例的な開催はなく、実施する場合は日曜日、土曜日及び祝日に実施し、多くても年2～3回を見込んでいる。

5 プロポーザル参加意向申出書について

(1) プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

		必要書類	部数
1	表紙(鑑)	プロポーザル参加意向申出書(様式(1)。13ページ参照) ※代表者印を押印すること。	原本1部 写し11部
2	川崎市暴力団排除条例に関する書類	川崎市暴力団排除条例に係る誓約書(様式(4)。16ページ参照)	原本1部 写し11部
3	事業者の概要等	① 商業登記簿(履歴事項全部証明書) ② 印鑑証明書 ③ 事業者の概要 ・企業理念(経営方針) ・CSRへの取組み ・事業経歴 ・創立(創業)年月日 ・資本金(出資総額) ・事業内容(事業種目、取扱品目・サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先、時間貸駐車場の管理運営箇所数等)	原本1部 写し11部
4	財務諸表(有価証券報告書又は決算書)	財務諸表(写し・直前決算3年間分) 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書(利益処分計算書)について法人名を明記して提出	12部
5	納税証明書	① 国税の納税証明書	原本1部

		(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」の未納税額のない証明用) ② 市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所がある場合のみ) ア 法人市民税 申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書(未納がないこと。) イ 固定資産税・都市計画税(償却資産を含む。) 令和元年度及び令和2年度の納税証明書(未納がないこと。)	写し11部
6	駐車場事業の実績 (病院との間の契約等実績)	病院における駐車場管理運営実績を有し、かつ現在も継続していることを証明する書類(1件のみで可) ※契約の種類は、駐車場の賃借契約のほか、駐車場の管理・運営委託契約、機器のリース契約等、駐車場の指定管理も含め、実態として駐車場の管理運営事業であれば可とし、件名、契約相手、契約期間、運営規模等が確認できる、契約書・協定書等の写しを証明する書類とする。	12部

- (2) 提出期間 令和3年11月1日(月)から11月12日(金)まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
(受付時間 8:30から12:00まで、13:00から17:00まで)
- (3) 提出先 川崎市立川崎病院事務局庶務課
- (4) 提出方法 持参

6 質問書について

川崎市立川崎病院駐車場借受者公募要項(以下「本公募要項」という。)に関する質問がある場合は、質問書を提出することができる。なお、質問書を提出できる者はプロポーザル参加意向申出書提出者に限られる。

- (1) 記載方法 質問書には、本公募要項の記載ページ、見出し番号、見出し等を付記し、何に対する質問が明確に記載すること。
- (2) 提出期間 令和3年11月1日(月)から11月12日(金)15時まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出先 川崎市立川崎病院事務局庶務課
- (4) 提出方法 電子メール(宛先電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp)
- (5) 質問に対する回答

令和3年11月17日(水)までに、提出された質問内容と回答をまとめた回答書を、辞退者を除くプロポーザル参加意向申出書提出者に電子メールで送付します。
(質問書提出者が特定されると思われる情報は公開しません。)

7 企画提案書について

プロポーザル参加意向申出書を提出し、提案書提出者の資格に適合した者で、当院からプロポーザル関係書類提出要請書を交付された者は、企画提案書を提出すること。

企画提案書の構成及び詳細は次のとおり。

(1) 企画提案書の構成

	名称	作成上の留意点	提出部数
1	表紙(鑑)	提案書(様式(2))、14ページ参	原本1部

		照)を使用すること。 ※原本に代表者印を押印すること。	写し11部
2	事業計画書	A4サイズ、片面、20枚以内で作成	12部
3	レイアウト図	A3サイズ、縮尺、方位を記入	12部

(2) 事業計画書の構成

ア 事業計画書には次表の項目及び必要記載事項を含めること。

	項目	必要記載事項	審査で重視する点
1	貸付料の割合	(1)貸付料(様式(3)、15ページ参照) (2)売上(対象駐車場の利用料金収入)、経費(対象駐車場の管理運営にかかる費用)及び収益(売上と経費の差)についての見込額上記を前提とする想定貸付料(貸付期間内)算定方法(計算式等)	(1)貸付料の割合 (2)収益予測の実現可能性
2	駐車場管理実績	病院駐車場の管理実績	病院駐車場管理実績は豊富にあるか
3	利用料金	川崎病院外来患者等及び見舞い・面会者以外の者の利用料金 食品、医療機器及び事務用品等の納品のための敷地内搬入口を使っている搬入車両が、病院再編工事に伴う使用制限により、駐車場を利用した場合の利用料金	平日の口中など外来患者等が優先的に利用できるように、料金の差別化が図られているか 搬入場所の使用制限が発生した場合の搬入車両への配慮
4	苦情処理体制	組織体制図・苦情への対応方法(対応に要する時間も記載すること) 対応マニュアルがあれば主なポイントを提示すること 当院の要請への対応	苦情処理体制(組織や人員等)が整っているか 対応マニュアルが整備されているか 苦情への具体的な対応方法 対応に要する時間 定期的に当院との打合せ協議が可能か 当院職員に苦情を申し立てた時の対応
5	トラブル対応	次のトラブルが発生したと想定して、対応方法と対応に要する平均的な時間を記載すること ・機器の故障・紙詰まり ・駐車券紛失 ・放置物(車両・ゴミ) ・その他 対応体制が整備されていること	トラブルへの対応方法 トラブル対応に要する時間(到着時間と解決に要する平均的な時間) 対応体制(組織や人員等)が整っているか 対応マニュアルが整備され、手続きや責任所在が明確になっているか
6	事故対応	駐車場内の事故を想定して、対応方法と対応に要する平均的な時間を記載すること ・車両同士	事故発生時の対応方法 対応に要する時間(到着時間と解決に要する平均的な時間)

		<ul style="list-style-type: none"> ・対物事故 ・対人事故 対応体制が整備されていること	対応体制（組織や人員等）が整っているか
7	個人情報の管理	コールセンター等での利用者との相談記録などの個人情報の管理について	利用者の個人情報の管理（記録、個人情報保護）が徹底しているか
8	持続可能な開発目標（SDGs）への取組	持続可能な開発目標（SDGs）の取組について 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針の達成への寄与について	自社の取組があるか 川崎市・川崎病院への貢献
9	安全対策	駐車場利用者、通行者への安全対策 夜間照明計画 防犯カメラ配置計画 安全対策の手法	当院駐車場の立地条件、構造を考慮して安全対策を立てているか 当院の負担の程度
10	利用者への配慮	高齢者や色覚障害者、外国人などへの配慮 多様な料金の精算方法	十分な配慮がなされているか
11	駐車場設備等の仕様と利用方法	認証機、精算機等の駐車場機器の配置位置、利用方法、機能等	最低必要数を満たしているか。 病院の実態に見合った認証方法がとれているか 精算機が利用者にとって使いやすいか 当院の負担の程度
12	案内看板・満空表示	設置場所、大きさ、表示内容	利用者が利用方法を確認できるか 案内看板、満空表示の設置数
13	駐車場機器の維持管理、駐車場内の清掃等に関する維持管理	駐車場機器の保守・維持管理の考え方、駐車場内の清掃の方法・頻度	機器故障を防止するためのメンテナンス体制があるか 巡回の回数 清掃の程度・頻度 当院の負担の程度
14	独自提案	利用者サービス拡充に関する内容 駐車場の効率的な利用方法 ※精算方法、初期無料設定（短時間利用）、当院のイベント時の対応、満空情報・駐車場情報のWEB配信などについて独自の提案があれば記載してください	利用者の利便性や満足度の向上及び当院の負担の軽減等が見込まれるか

イ 事業計画書の作成にあたり、次の項目は提案内容を判断する参考資料となる。

	項目	必要記載事項	作成上の留意点
1	駐車場設備等の仕様	機器の仕様、設置台数、利用方法	
2	設置工事	工事工程と各工事の内容 安全確保の対策	無理のない設計・工事内容とすること 病院運営への影響を最小限に抑えること

3	防犯対策	侵入者、不法投棄、不正使用防止等の対策	
4	収支計画	貸付期間の収支計画の説明	年間利用台数、利用時間、駐車料金、年間売上高、諸経費、設備投資のための初期投資額、撤去費等を記載

(3) レイアウト図について

レイアウト図は、次表の項目について留意して作成すること。

	項目	作成上の留意点
1	車室	駐車台数を明記すること 従前と同程度の優先駐車区画を確保すること
2	車路	安全に走行できる車路を確保すること 敷地内道路の白線標示等を整備すること

(3) レイアウト図には、精算機、看板等の駐車場管理機器について設置場所を記載してください。提出期限 令和3年11月24日（水）15時まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（受付時間 8：30から12：00まで、13：00から17：00まで）

(5) 提出先 川崎市立川崎病院事務局庶務課

(6) 提出方法 持参

(7) 留意事項等

- ア 現地調査を希望する場合は、事前に後述の当院問合せ先に連絡すること。
- イ 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。
- ウ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 提出された書類は、今回の選考以外には使用しない。
- オ 企画、検討に要する内容を含む応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 借受予定者の選定等

(1) 借受予定者の選定方法

企画提案書及び提案会でのプレゼンテーションの内容に基づき、川崎市立川崎病院駐車場借受者プロポーザル評価委員会において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、借受予定者及び次点者を決定する。（評価内容により次点者を定めないことがある。）

(2) 提案会について

ア 開催予定日時

令和3年11月29日（月）のうち、当院が指定する時間

※各参加者の時間割については、参加者が確定した後、速やかに通知する。

イ 開催場所 川崎市立川崎病院会議室

ウ 持ち時間

質疑応答を含めて1社35分程度。参加者は企画提案書の説明を20分で行い、その後15分程度質疑応答を行う。

プロジェクター機材を使用する場合は、事前に連絡すること。

(3) 提出書類について

応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、当院が補足、修正等の必要性は連絡しない。

なお、企画提案書の内容について、当院から質問をする場合があります。その場合は、速やかに書面で回答すること。

(4) 失格条件

企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合は、失格とする。

(5) 借受予定者等の決定時期及び審査結果の通知、公表

借受予定者及び次点者は、令和3年12月3日（金）に決定する予定。審査結果は応募者全員に文書で通知するが、審査結果や内容に関する問い合わせには応じない。

なお、決定した借受予定者等については公表する。

(6) 借受予定者等の決定の取消

次の場合には、借受予定者及び次点者としての決定を取り消す。

ア 著しく社会的信用を損なう等により、借受予定者として相応しくない、又は運営実施の履行が確実にないと当院が判断した場合

イ 借受予定者が企画提案書提出者の資格要件に適合しなくなった場合

ウ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

9 契約締結

川崎市病院事業管理者と借受予定者は、本公募要項の内容を基礎として、契約を締結する。また、契約に当たっては、借受予定者の企画提案書の内容を反映するものとする。

10 その他

(1) 事情により予告なく公募を取り止める場合がある。

(2) 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市病院局会計規程、川崎市病院局契約規程、その他関係法令等の定めるところによる。

(3) 本公募要項に関する問い合わせ、各書類提出先

〒210-0013

川崎市川崎区新川通12番1号 川崎市立川崎病院事務局庶務課

電話 044-233-5521

FAX 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp

11 様式類

様式（1）

プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

（宛先）川崎市病院事業管理者

業者コード（ ）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

- 1 件 名：川崎市立川崎病院駐車場借受者公募
- 2 場 所：川崎市川崎区新川通12番1号 川崎市立川崎病院

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

様式（2）

提 案 書

年 月 日

（宛先）川崎市病院事業管理者

業者コード（ ）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

次の件について、提案書を提出します。

- 1 件 名：川崎市立川崎病院駐車場借受者公募
- 2 場 所：川崎市川崎区新川通12番1号 川崎市立川崎病院

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

貸付料の提案価格について

令和3年11月1日付け公告された「川崎市立川崎病院駐車場実施事業」に係る標記の提案価格について、駐車場総売上額に対する貸付料割合を次のとおり提案します。

提案項目「1 貸付料の割合」関係

期間	貸付料の割合
令和4年2月1日から 令和9年3月31日まで	%

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(川崎市立川崎病院駐車場借受者公募)

令和 3 年 月 日

(宛先) 川崎市病院事業管理者

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

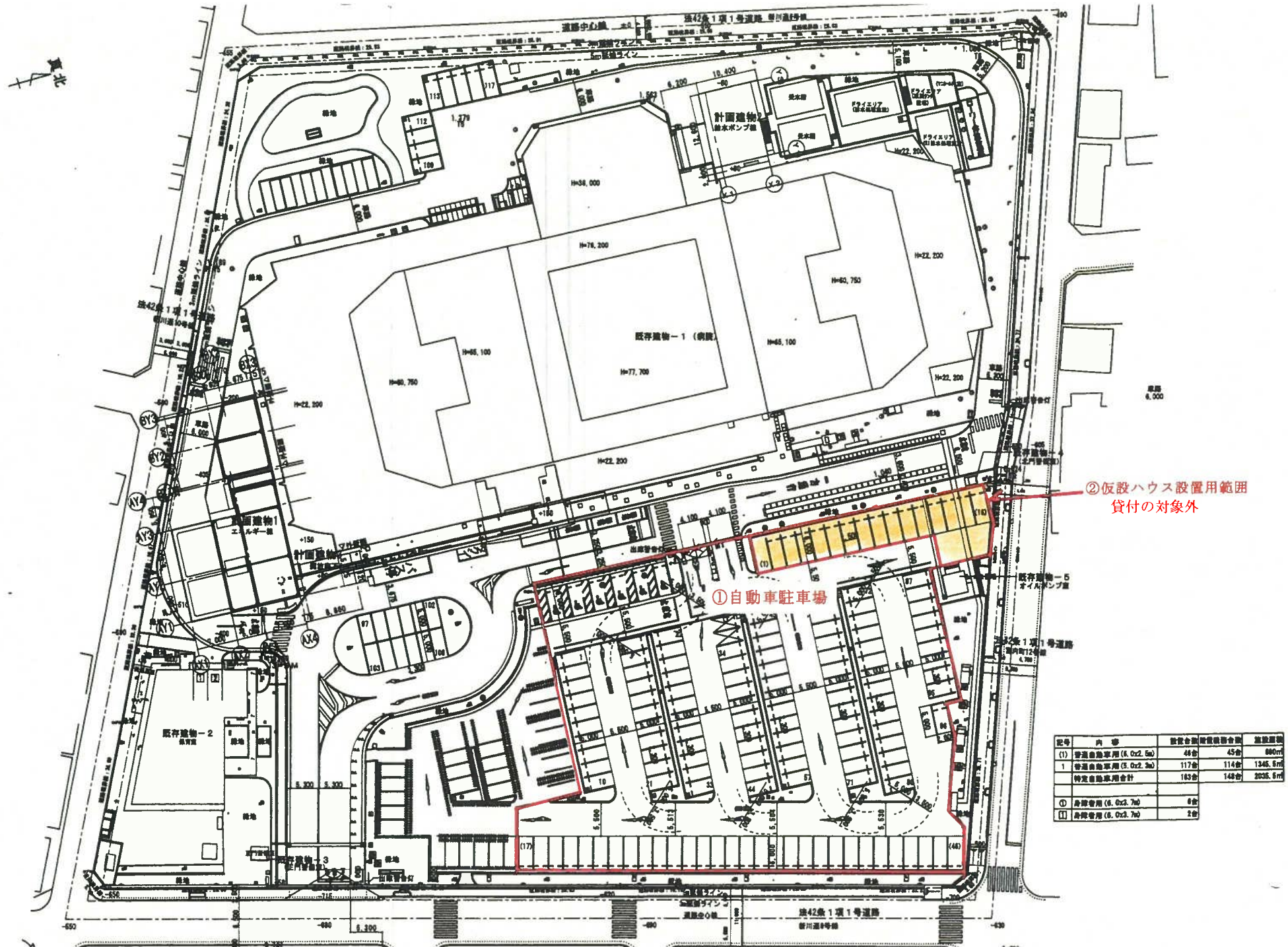
応募者 住所又は
所在地

法人名・
代表者名



役職名	フリガナ 氏名	生年月日 (年号 M/T/S/H)				性別 (M/F)	住所 (マンション名・部屋番号)
例) 取締役	カワサキ タロウ 川崎 太郎	S	35	4	10	M	川崎市川崎区宮本町456-1 多摩川マンション301号

- (記入上の注意)
- ※ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)に役員として記載されている方は全て記載していただく必要があります。
 - ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
 - ※ 住所は、マンション等の場合は部屋番号まで記載してください。
 - ※ 印鑑証明書と同一の実印を押印してください。



記号	内容	数	敷地面積 (㎡)	建設費 (万円)
(1)	普通自動車用 (6.0x2.5m)	46台	45	880
1	普通自動車用 (5.0x2.3m)	117台	114	1345.5
	特定自動車用合計	163台	148	2025.5
①	身障者用 (6.0x2.7m)	8台		
②	身障者用 (6.0x2.7m)	2台		

負担区分

別紙(2)

負担区分		当院	借受者
土木・電気・設備	駐車場整備	電気設備(二次側)	●
		電話通信設備	●
		照明設備	●
	車路管制システム(満空表示機・出庫注意灯)		●
	ライン工事(運用上変更する場合は借受者負担)		●
	車止め		●
	ゲート基礎・アームロック基礎工事(アイランド含む)		●
	黄色回転灯(公道出庫部分)		●
	入出庫注意灯(カーゲート部分)		●
	設置機器及び看板までの配線・配管工事		●
ゲート周り配線配管工事(場内電気配線含む)		●	
MDFから監視盤・精算機までの電話回線工事(ISDN・ADSL)		●	
管料金徴収用機器等	ゲート発券機	1式	●
	ゲート精算機	1式	●
	事前精算機	1式	●
	遠隔対応システム(利用者との遠隔で直接連絡する装置)	1式	●
	認証機	8式	●
	その他料金徴収・駐車場管理機器に係る設備		●
	借受者負担機器設置及び調整		●
サイン看板	案内看板・満空表示等の看板類、表示類		●
修繕	使用に伴う補修 (車両衝突による破損を含む)	車止め、ライン、舗装	●
		照明器具破損補修	●
		フェンス・柵・看板	●
	法改正に伴う追加・変更工事		●
清掃	駐車場清掃		●
	排水設備清掃(側溝)	●	
	清掃の際に発生した事業廃棄物処理業務		●
理管物建	機械監視業務		●
消耗品	駐車券		●
	領収書用紙		●
	看板管球(借受者設置分)		●
	照明管球他(借受者設置分)		●
運営	光熱費(場内照明・借受者設置機器分。)		●
	管制機器(借受者設置分)消耗品交換		●
	24時間緊急対応		●
	精算機の集金・メンテナンス		●
	クレーム処理、事故対応		●
	長期車両対策		●
	釣銭準備		●
その他	施設賠償保険(借受者設置分)		●
	動産総合保険(借受者設置分)		●
	公租公課	●	
届出業務	駐車場法 設置届(照度分布図、換気、回転軌跡記載など着工までに提出)		●
	駐車場法 管理規定		●
	屋外広告物条例(駐車場に関するサイン)		●

※借受者工事設置区分については結線、調整作業を含む。

駐車場利用台数実績

年月	一般	外来	面会	障害者手帳提示	その他 ※	駐車場利用台数	備考
令和元年							
4月	1,858	5,114	2,433	1,082	65	10,552	
5月	2,033	5,256	2,453	1,060	72	10,874	
6月	2,404	5,415	2,736	1,079	67	11,701	
7月	2,350	6,047	2,725	1,281	74	12,477	
8月	2,019	5,846	3,027	1,057	55	12,004	
9月	2,332	4,640	2,462	886	54	10,374	
10月	2,264	5,617	2,583	1,223	41	11,728	
11月	2,772	5,301	2,508	1,135	45	11,761	
12月	2,226	5,707	2,535	1,039	59	11,566	
令和2年							
1月	2,123	5,638	2,769	1,175	74	11,779	
2月	1,935	4,667	2,322	1,001	107	10,032	
3月	1,458	5,181	2,163	1,096	96	9,994	令和2年3月31日より新型コロナウイルス感染症流行に伴う面会制限開始
令和元年度合計	25,774	64,429	30,716	13,114	809	134,842	
令和2年							
4月	642	4,298	38	836	53	5,867	
5月	589	3,873	20	765	62	5,309	
6月	705	3,563	27	652	63	5,010	
7月	1,249	5,706	51	975	94	8,075	
8月	1,183	5,327	41	844	128	7,523	
9月	1,358	5,606	21	915	163	8,063	
10月	1,492	5,556	25	902	123	8,098	
11月	1,289	5,057	11	751	78	7,186	
12月	1,440	5,503	13	781	86	7,823	
令和3年							
1月	1,164	5,231	12	814	127	7,348	
2月	2,098	5,062	5	733	430	8,328	
3月	2,556	6,124	6	906	548	10,140	
令和2年度合計	15,765	60,906	270	9,874	1,955	88,770	
4月	2,092	5,626	6	833	499	9,056	
5月	2,028	5,585	9	825	514	8,961	
6月	2,531	6,290	2	883	536	10,242	
7月	1,918	6,022	9	896	259	9,104	
8月	1,501	5,963	4	861	127	8,456	
9月	1,554	5,783	5	849	128	8,319	
令和3年度途中合計	11,624	35,269	35	5,147	2,063	54,138	
※5頁表2に記載の関係者、イベント等参加者等							

面会制限のお願い —2021年 10月—

当院は新型コロナウイルスの流行状況を踏まえ、最大限の感染予防対策を行っております。患者さんおよびそのご家族の皆さまには多大なるご不安とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【面会者の制限について】

原則的にすべての病棟で面会を禁止としますが、下記の場合のみ特例として許可されます。

- ① 予約入院・退院の付き添い：患者さんお一人では困難な場合は1名のみ許可
- ② 緊急入院の付き添い：1名 複数名が来院されていても病棟へは1名のみ許可
- ③ 手術患者の当日待機：2名 あらかじめ病棟看護師に待機する方の名前と続柄をお伝えください。

場合によっては院外待機をお願いする場合がございます。

- ④ 手術や治療の説明：2名
- ⑤ 危篤患者の面会：看護師にご相談ください

付き添いをご希望される方は病棟看護師に付き添いする方の名前と続柄をお伝えください。

- ⑥ 小児科、NICU・GCUは、家族面会許可証をお渡します。入院時に医師、看護師にご確認ください。
- ⑦ 産科病棟での赤ちゃんとお母さんへの面会は、出産2時間後にお父さんのみ可能です。

退院までにさらにお父さんのみ面会を希望される方は病棟にお尋ねください。

- ⑧ その他、医師が許可した場合

☆ ダイルームでの飲食はお控えください。やむを得ず飲食する際は「黙食」とし、すぐにマスクをつけてください

【面会時の注意事項】

総合受付で必ず面会票をご記入いただくと共に、体温を測定させていただきます。

7:45～16:30はサーマルカメラが稼働しています。体温が37℃以下の方は、画面にグリーンで表示されますので、面会票に体温の記入は不要です。



1. 面会を許可した方に「面会入館証」をお渡します。必ず首から下げて下さい。
2. 面会者は必ずマスクを装着し、他の患者とは接触しないでください。
3. 面会は15分以内にとどめ、カーテン内で小さい声でお話ください。
4. 病院に入るとき、または出るときは手指消毒を行ってください。
5. 患者さんにお届けしたいお荷物は8:00～20:00に総合受付でお預かりいたします。
ただし、貴重品はお預かりできません。
6. なにかご質問がありましたら総合受付または警備員にお尋ねください。

今後の感染状況に応じて面会禁止に関連するお願いは変わりますので詳細は病棟で確認ください。

川崎市立川崎病院 病院長